

名 称 土地家屋調査士法人 藤井事務所（主たる事務所）
登録番号 26-0002
所在地 〒710-0053
倉敷市東町8番21号
T E L 086-425-8282
会員氏名 鍋谷 健二（倉敷 1218）
業務範囲 1. 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関
（目的及び業務） する調査又は測量
2. 不動産の表示に関する登記の申請手続
3. 前号の手続に関する審査請求の手続
4. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人
その他これらに類する地位に就き、土地の境界に関する鑑定
を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務
5. 土地の境界の資料及び境界標を管理する業務
6. 前各号に掲げる業務に附帯する業務
設立年月日 平成18年4月25日

名 称 土地家屋調査士法人 藤井事務所（従たる事務所）
登録番号 26-0002-26-0001
所在地 〒711-0906
倉敷市児島下の町十丁目1番45号
T E L 086-472-3530
会員氏名 藤井 耕治（倉敷 1003）
業務範囲 主たる事務所に同じ
（目的及び業務）
設立年月日 平成18年4月25日

名 称	土地家屋調査士法人 ハッピーパートナーズ
登録番号	26-0004
所在地	〒710-0824 倉敷市白楽町81番地3
T E L	086-430-0166
会員氏名	柴田 武則 (倉敷 1208) 大橋 智徳 (倉敷 1345)
業務範囲 (目的及び業務)	1. 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量 2. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理 3. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成 4. 筆界特定の手続についての代理 5. 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成 6. 1～4に掲げる事務についての相談 7. 土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であって当該紛争の解決の業務を公正かつ的確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものを行うものについての代理 8. 7に掲げる事務についての相談 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の筆界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行うものを補助する業務 10. 土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務 11. 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 12. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する登記所の業務 13. 前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務
設立年月日	平成22年10月1日

名 称	土地家屋調査士法人 畑事務所
登録番号	26-0005
所在地	〒701-4223 瀬戸内市邑久町豊原132番地2
T E L	0869-22-2970
会員氏名	畑 憲一（岡山1289）
業務範囲 （目的及び業務）	<ol style="list-style-type: none">1. 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量2. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理3. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成4. 筆界特定の手続についての代理5. 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成6. 前各号に掲げる事務についての相談7. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位につき、土地の筆界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務8. 土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務9. 土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続であって、当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理10. 前号に掲げる事務についての相談11. 前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務
設立年月日	平成27年3月2日

名 称	土地家屋調査士法人 リサーチ（主たる事務所）
登録番号	26-0007
所在地	〒708-1124 津山市高野山西527番地1
T E L	0868-21-7747
会員氏名	廣瀬泰正（1238） 渡邊主季（1403）
業務範囲 （目的及び業務）	<ol style="list-style-type: none">1. 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量2. 不動産の表示に関する登記の申請手続について代理3. 前号の手続きに関する審査請求の手続について代理4. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5号において同じ。）の作成5. 筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第六章第二節の規程による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続きをいう。次号において同じ。）についての代理6. 筆界特定の手続きについて法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成7. 前各号に掲げる事務についての相談8. 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務9. 前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する一切の業務
設立年月日	平成29年4月5日

名 称	土地家屋調査士法人 國定事務所
登録番号	26-0008
所在地	〒700-0913 岡山市北区大供二丁目7番4号3階
T E L	086-226-2255
会員氏名	國定 さや香 (岡山 1313) 岩田 央之 (岡山 1330) 田所 朋子 (岡山 1423)
業務範囲 (目的及び業務)	1. 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は 測量 2. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続 についての代理 3. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続 について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的 記録の作成 4. 筆界特定の手続きについての代理 5. 筆界特定の手続きについて法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する 書類又は電磁的記録の作成 6. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これら に類する地位に就き、土地の境界に関する鑑定を行う業務又はこれらの 業務を行う者を補助する業務 7. 土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務 8. 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の業務に関連する講演会の開催、 出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 9. 前各号に掲げる業務についての相談 10. 前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務
設立年月日	令和3年2月5日

名 称 土地家屋調査士法人 大河事務所
登録番号 26-0009
所在地 〒700-0011
岡山市北区学南町二丁目6番51号
T E L 0869-255-7775
会員氏名 大河 智和(岡山1299)
森 智浩(岡山1417)
業務範囲 (目的及び業務)
1. 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
2. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
3. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成
4. 筆界特定の手続についての代理
5. 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成
6. 1～4に掲げる事務についての相談
7. 土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続(民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。)をいう。)であって当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものを行うものについての代理
8. 7に掲げる事務についての相談
9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の筆界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務
10. 土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務
11. 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務
12. 1～11に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務
設立年月日 令和5年5月1日

名 称	土地家屋調査士法人 大地
登録番号	26-0010
所在地	〒710-0051 倉敷市幸町9番33号
T E L	086-426-3020
会員氏名	尾崎 美里 (倉敷 1400) 坂本 大輔 (倉敷 1427)
業務範囲 (目的及び業務)	1. 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は 測量 2. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続 についての代理 3. 前号の手続に関する審査請求の手続又はこれに関する審査請求の手続に ついて法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録 の作成 4. 筆界特定の手続についての代理 5. 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する 書類又は電磁的記録の作成 6. 土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛 争に係る民間紛争解決手続であって当該紛争の解決の業務を公正かつ適確 に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行 うものについての代理 7. 前各号に掲げる事務についての相談 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これら に類する地位に就き、土地の境界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業 務を行う者を補助する業務 9. 土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務 10. 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の業務に関連する講演会の開催、 出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 11. 前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務
設立年月日	令和5年8月4日

名 称 土地家屋調査士法人アローフィールズ（従たる事務所）
登録番号 01-0059-26-0004
所在地 〒700-0816
岡山市北区富田町二丁目13番12号コートサイドビル1階
T E L 086-201-0866
会員氏名 芝山裕之（岡山 1411）
業務範囲 1. 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は
（目的及び業務） 測量
2. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続に
ついての代理
3. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続に
ついて法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の
作成
4. 筆界特定の手続についての代理
5. 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類
又は電磁的記録の作成
6. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに
類する地位に就き、土地の境界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を
行う者を補助する業務
7. 土地の境界の資料及び境界標を管理する業務
8. 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の業務に関連する講演会の開催、
出版物の刊行その他の教育及び普及の業務
9. 前各号に掲げる業務についての相談
10. 前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務
設立年月日 令和3年7月1日

名 称 土地家屋調査士法人キャスト（従たる事務所）
登録番号 01-0128-26-0006
所在地 〒700-0904
岡山市北区柳町一丁目1番1号 住友生命ビル18階
TEL 086-206-5443
会員氏名 森田朋憲（岡山 1422）

- 業務範囲
（目的及び業務）
1. 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
 2. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
 3. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成
 4. 筆界特定の手続についての代理
 5. 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成
 6. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の境界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務
 7. 土地の境界の資料及び境界標を管理する業務
 8. 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務
 9. 土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争手続であって当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものを行うものについての代理
 10. 前各号に掲げる事務についての相談
 11. 前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務

設立年月日 令和6年5月1日